

津軽広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表 (令和4年度)

(津軽事業部)

○水道用水供給事業

1 職員の任免及び職員数に関する状況	1 ~ 3
2 職員の給与の状況	4 ~ 9
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	9 ~ 11
4 職員の分限及び懲戒処分の状況	11
5 職員のサービスの状況	11
6 職員の研修の状況	11 ~ 12
7 職員の福祉の状況	13
8 青森県人事委員会の業務の状況	13

(西北事業部)

○水道事業

1 職員の任免及び職員数に関する状況	14
2 職員の給与の状況	15 ~ 18
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	19
4 職員の分限及び懲戒処分の状況	19
5 職員のサービスの状況	20
6 職員の研修の状況	20

津軽広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表

(津軽事業部)

津軽広域水道企業団職員の給与、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について、公表いたします。

この公表は、人事行政の運営等の公平性と透明性を高めることを目的として、地方公務員法第58条の2及び津軽広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定により実施するものです。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

津軽広域水道企業団津軽事業部の職員は、弘前市、黒石市からの派遣職員と企業団で採用されたプロパー職員で構成しています。

(1) 職員（プロパー職員）の採用の状況（令和4年度）

令和4年4月1日、上級一般行政職1名及び社会人電気職1名、社会人化学職1名を採用しました。

(2) 職員（プロパー職員）の採用資格試験の状況（令和4年度）

試験の方法は、受験者の職務遂行能力を相対的に判定することを目的として、教養試験及び専門試験に代えてSPI3で実施しました。

試験職種	受験者数	合格者数	倍率	試験日
初級電気	1人	1人	1.0倍	一次及び二次 R4.9.25
初級機械	2人	1人	2.0倍	一次及び二次 R4.9.25

(3) 職種別の職員数及び採用者数（令和4年度）

職 種	職員数			採用者数 (R4.4.2 ~R5.4.1)
	R4.4.1 現在 (b)	R5.4.1 現在 (b)	増 減 (b)-(a)	
一般行政	9	9	0	0
電気	8	7	▲1	0
機械	4	3	▲1	0
化学	4 (1)	3 (1)	▲1 (0)	0
土木	3 (1)	4 (1)	1 (0)	0
計	28 (2)	26 (2)	▲2 (0)	0

※()内は、再任用短時間勤務職員(外数)です。

(4) 職位別任用の状況

令和5年4月1日現在、課長補佐級以上の職の総数は11人となっています。

(5) 職員（プロパー職員）の退職の状況（令和4年度）

定年退職	勸奨退職	死亡退職	普通退職	その他の退職	合 計
1 人	0 人	1 人	0 人	0 人	1 人

(6) 級別職員数の状況 (令和5年4月1日現在)

事務・技師等(一般職(一))

級	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
8級	局長、部長	0	0.0
7級	部長、課長	2	7.7
6級	課長	2	7.7
5級	課長補佐、主幹	3	11.5
4級	課長補佐、主幹、係長	5	19.2
3級	係長、主査、主事	4	15.4
2級	主事・技師	3	11.5
1級	主事・技師	7	26.9
計		26	100.0

※再任用短時間勤務職員2名を除く

(7) 職員構成

区分	令和4年度(人)	令和5年度(人)
弘前市派遣	9	9
黒石市派遣	1	1
プロパー職員(再任用職員)	18 (2)	16 (2)
合計	28 (2)	26 (2)

※()内は、再任用短時間勤務職員(外数)です。

2 職員の給与の状況

(1) 水道用水供給事業

①職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度における総費用 に占める職員給与費比率
4年度	(税抜) 千円 1,837,773	千円 568,034	千円 181,956	% 9.90	% 12.06

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費28,098千円を含みません。

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
4年度	人 34	千円 110,303	千円 23,330	千円 35,740	千円 169,373	千円 4,982

(注) 1 職員手当には、退職手当及び退職給付費を含みません。

(注) 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。(再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員も含まれます。)

②給料表の状況 (令和5年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号級の 給料月額	150,100円	198,500円	234,400円	266,000円	290,700円	319,200円	362,900円	408,100円
最高号級の 給料月額	247,600円	304,200円	350,000円	384,200円	393,000円	408,200円	444,900円	468,600円

③職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区分	基本給	平均月収額	平均年齢
津軽事業部	279,151 円	421,818 円	44.8 歳

（注）1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

（注）2 再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員も含みません。

④職員の初任給等の状況（令和5年4月1日現在）

区分	事務・技師等 （一般職（1））
高校卒	154,600 円
大学卒	185,200 円

⑤職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

津軽広域水道企業団津軽事業部	国												
1人当たりの平均支給額（4年度） 1,268 千円	—												
（令和4年度支給割合） <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2.40 月分</td> <td style="text-align: center;">1.90 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（1.35）月分</td> <td style="text-align: center;">（0.90）月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.40 月分	1.90 月分	（1.35）月分	（0.90）月分	（令和3年度支給割合） <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2.40 月分</td> <td style="text-align: center;">1.80 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（1.35）月分</td> <td style="text-align: center;">（0.85）月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.40 月分	1.80 月分	（1.35）月分	（0.85）月分
期末手当	勤勉手当												
2.40 月分	1.90 月分												
（1.35）月分	（0.90）月分												
期末手当	勤勉手当												
2.40 月分	1.80 月分												
（1.35）月分	（0.85）月分												
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の等級等による加算措置 ・役職加算（5～20%）	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の等級等による加算措置 ・役職加算（5～20%） ・管理職加算（10～25%）												

（注）1 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和4年度）

津軽広域水道企業団津軽事業部	国																																				
<p>計算式</p> <p>基本額＋調整額</p> <p>基本額</p> <p>退職日の基本給月額 × 退職理由別・勤続年数別支給率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(支給率)</th> <th>自己都合</th> <th>勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695 月分</td> <td>24.586875 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395 月分</td> <td>33.27075 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>39.7575 月分</td> <td>47.709 月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>47.709 月分</td> <td>47.709 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他の加算措置</p> <p>定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 なし)</p> <p>調整額</p> <p>在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0～59,550)円 × 60ヶ月</p> <p>1人当たりの平均支給額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自己都合</th> <th>勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>0千円</td> <td>19,632千円</td> </tr> </tbody> </table>	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		自己都合	勸奨・定年		0千円	19,632千円	<p>計算式</p> <p>基本額＋調整額</p> <p>基本額</p> <p>退職日の基本給月額 × 退職理由別・勤続年数別支給率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(支給率)</th> <th>自己都合</th> <th>勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695 月分</td> <td>24.586875 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395 月分</td> <td>33.27075 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>39.7575 月分</td> <td>47.709 月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>47.709 月分</td> <td>47.709 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他の加算措置</p> <p>定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 なし)</p> <p>調整額</p> <p>在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0～95,400)円 × 60ヶ月</p>	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
(支給率)	自己都合	勸奨・定年																																			
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分																																			
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分																																			
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分																																			
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分																																			
	自己都合	勸奨・定年																																			
	0千円	19,632千円																																			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年																																			
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分																																			
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分																																			
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分																																			
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分																																			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和4年度）

なし（地域手当の制度を導入していません。）

エ 特殊勤務手当（令和4年度）

区 分	全 職 種
支給実績	83 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	7,321 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	40.0 %
手当の種類	4 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員の支給単価
危険作業手当	企業団に勤務する職員	①次亜塩素酸ナトリウム、苛性ソーダ又はポリ塩化アルミニウムを取り扱う業務 ②毒物、劇物又はこれらの化合物を使用した水質検査の業務 ③電気設備盤内の作業 ④沈殿池、フロック形成池の清掃業務 ⑤浄水池内、薬品貯槽内、管路弁室内又は高所での作業	62千円	310円／回
用地交渉手当	企業団に勤務する職員	用地買収、用地の移転補償及び代替地の斡旋に関する交渉事務のうち企業長の認めた外勤事務に従事したとき	0千円	650円／日
緊急出動手当	企業団に勤務する職員	正規の勤務時間以外の時間又は休日に緊急を要する自然災害、突発事故等の対応に従事したとき	21千円	1,500円／回
防疫作業手当	企業団に勤務する職員	①新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の処理作業 ②新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う作業 ③患者等が療養する宿泊施設の内部における長時間の情報収集及び連絡調整の業務 ④その他企業長が認める作業	0千円	①患者等の体に接触等して行う作業… 4,000円／回 ①以外… 3,000円／回

オ 時間外勤務手当及び休日勤務手当

支給実績（4年度）	5,759 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度）	274,236 円
支給実績（3年度）	4,996 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度）	237,907 円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「〇年度」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和4年度）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給		同じ	3,484 千円	217,719 円	
	配偶者	6,500円				
	子1人につき	10,000円				
	その他1人につき	6,500円				
	満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子に加算となる額 1人につき	5,000円				
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額(12,000円)を超える家賃を支払っている職員に支給		同じ	1,683 千円	240,429 円	
	借家・借間 支給限度額	27,000円				
通勤手当	通勤のため自動車や電車などを利用している職員に支給		同じ	2,659 千円	88,623 円	
	交通機関利用者 支給限度額	55,000円				
	自動車等 利用者	片道2km以上 片道60km以上				2,000円 31,600円
休日勤務手当	祝日法における休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給		同じ	30 千円	9,698 円	
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要、その他公務の必要により休日等に勤務した場合に支給		同じ	4 千円	3,500 円	
	部長級	10,000円				
	課長級	7,000円				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給		同じ	2,794 千円	698,400 円	
	部長級（上限額）	75,200円				
	課長級（上限額）	57,500円				
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給		同じ	1,715 千円	61,236 円	
	世帯主	扶養親族あり				17,800円
		扶養親族なし				10,200円
その他の職員	7,360円					
単身赴任手当	異動などにより配偶者と別居して単身で生活している場合に支給		同じ	0 千円	0 円	
	支給限度額	100,000円				

キ 特別職の報酬等の状況（令和4年度）

区分	給与の額
企業長	0円
副企業長	0円
議長	0円
副議長	0円
議員	0円
監査委員	0円

⑥定員適正化計画の進捗状況

ア 職員数の推移

部門別	年度							過去5年間の 増減数(率)
	30年	1年	2年	3年	4年	5年		
公営企業会計(人)	28	25	27	28	28	26	▲2 (▲7.1%)	

(注) 職員数は、各年4月1日現在の人数です。(再任用短時間勤務職員を除く。)

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

始業時刻	8:30
休憩時間	12:00~12:45
終業時刻	17:00
1日の勤務時間	7時間45分 (月曜日から金曜日まで)
1週間の勤務時間	38時間45分 (土・日曜日は週休日)

(2) 職員の休暇制度

休暇の種類		休暇日数等
有給	年次有給休暇	1年につき20日付与 ※残った休暇は20日を限度として翌年に繰越可能
	療養休暇	公務による負傷又は疾病のため療養する場合 必要最小限度の期間
	病気休暇	公務によらない負傷又は疾病のため療養する場合 連続する90日（例外あり）以内の必要最小限度の期間
	結婚休暇	職員が結婚する場合 連続する7日の範囲内の期間
	産前休暇	出産予定日までの8週間の範囲内で申し出た期間
	産後休暇	出産の日の翌日から8週間
	配偶者出産休暇	妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間の期間内 2日
	男性職員の 育児参加休暇	妻が出産する場合で出産予定日の8週間前から出産の日の翌日から 8週間の期間内 5日
	看護休暇	中学校就学前の子を看護する場合 1年につき5日（対象の子が2人以上の場合10日）
	短期介護休暇	要介護状態の家族を介護する場合 1年につき5日（対象の要介護者が2人以上の場合10日）
	忌引休暇	親族が死亡した場合 続柄等に応じ1～7日以内の連続する日数の範囲内
	祭日休暇	父母、配偶者及び子の追悼のための行事を行う場合 1日
	夏季休暇	6～10月の期間内に4日
	生理休暇	生理日における腹痛、腰痛、頭痛等により勤務することが著しく困難 な場合 申し出た必要な期間
災害による 出勤困難	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤す ることが著しく困難であると認められる場合（新型コロナウイルス感染 症に関しては、感染拡大防止の目的から一定の条件を満たす場合に 取得可能） 必要と認められる期間	
無給	介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等を介護する場合 連続する6月の範囲内の期間
	組合休暇	職員団体の業務に構成員として従事する場合 1年につき30日

(3) 年次有給休暇の状況

区 分	平均付与日数	平均取得日数
令和4年	35.4日	12.3日

(4) 育児休業の取得状況

令和4年度は1名が取得しました。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

令和4年度は、分限処分者はありませんでした。

(2) 懲戒処分者数

令和4年度は、懲戒処分者はありませんでした。

5 職員のサービスの状況

職員は、法令、条例、管理規程その他の規程及び上司の職務上の命令を遵守するとともに、自己の職責を重んじて、職務に精励し、執務にあたっては、適確迅速に行わなければならないと定められています。

令和4年度中、職務を遂行する上で職員が守るべき義務に違反する職員はいませんでした。

6 職員の研修の状況（令和4年度）

(1) 一般研修

初任者研修	3名
採用2年目～10年目職員研修	3名
新任係長級職員研修	0名
新任課長補佐級職員研修	2名
現任課長補佐級職員研修	1名
課長級職員研修	0名
会計年度任用職員研修	0名

(2) 特別研修

技術職員特別研修	0名
技術職員研修	3名
情報セキュリティ研修	0名
OAリーダー研修	1名
人事評価研修	1名
安全運転管理者等講習会	1名
安全衛生推進者養成講習	0名
共済組合事務担当者研修会	3名
行政実務研修	1名
OJT研修	1名
所属別専門研修	2名
官製談合防止研修	2名
ストレスケア研修	1名
アンガーマネジメント研修	1名

(3) 自己啓発研修

該当者なし

(4) 専門別研修

日本水道協会	全国水道研究発表会	2
日本水道協会青森県支部	水道事務研修会	1
青森県	消費税研修会	1
	ごみ減量・リサイクル推進講習会	2
	経営戦略の改定に係る地区別研修会	2
黒石地区労働基準協会	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	2
	玉掛け技能講習	2
	クレーン運転業務特別教育	2
	刈払機取扱い作業従事者安全衛生教育	1
	携帯用丸のこ取扱い従事者安全教育	2
青森県労働基準協会	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習会	1
全国市有物件災害共済会	建物総合・自動車損害共済事務研修会	1

7 職員の福祉の状況（令和4年度）

（1）職員の健康診断の状況

労働安全衛生法第66条、同法施行規則第44条の規定により、職員の定期健康診断を年1回行い、その結果をふまえ事後指導を行っています。

また、労働安全衛生法第66条、同法施行令第22条及び有機溶剤中毒予防規則第29条の規定により、有機溶剤を使用する業務を行う職員に対し、6箇月以内に一度の健康診断を行っています。

（2）職員の公務災害及び通勤災害の状況

令和4年度の公務災害等の発生はありませんでした。

8 青森県人事委員会の業務の状況

地方公務員法第7条第3項により、人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、公平委員会を設置することとされていますが、同条第4項において、議会の議決を経て規約を定めることにより、当該団体では公平委員会を設置せずに、他の地方公共団体の人事委員会に委託して公平委員会の事務を処理させることができると規定されています。

津軽広域水道企業団でも、この規定に基づき、規約を定めて青森県人事委員会へ公平委員会の事務を委託して処理しています。

委託している公平委員会の事務の内容は、地方公務員法第8条第2項に規定されている、①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定して必要な措置をとること、②職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること、③職員の苦情を処理すること、④その他法律に基づきその権限に属せしめられた事務、という4つがあります。

人事行政の運営等の状況の公表では、人事行政全般について公表することになることから、青森県人事委員会に委託して処理している事務の状況の中で公表していくべき項目についても報告を受け、内容を確認し、公表することになるものです。

1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

令和4年度における新たな措置要求及び係属事案はありませんでした。

2 不利益処分に関する審査請求の状況

令和4年度における新たな審査請求及び係属事案はありませんでした。

(西北事業部)

津軽広域水道企業団職員の給与、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について、公表いたします。

この公表は、人事行政の運営等の公平性と透明性を高めることを目的として、地方公務員法第58条の2及び、津軽広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定により実施するものです。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

津軽広域水道企業団西北事業部の職員は、つがる市、五所川原市からの派遣職員と企業団で採用されたプロパー職員で構成されております。

(1) 職員の採用の状況（令和4年度）

新採用はありません。

(2) 職位別任用の状況

令和5年4月1日現在、課長補佐相当以上の職の状況は4名。

(3) 職員退職の状況（令和4年度）

定年退職	勸奨退職	死亡退職	普通退職	その他の退職	合計
0人	0人	0人	0人	0人	0人

(4) 級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

◆事務職（企業職）

級	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
7級	部長	1	10.0
6級	課長	2	20.0
5級	副参事	1	10.0
4級	総括主幹、主幹	0	0.0
3級	主幹	3	30.0
2級	主査	3	30.0
1級	主事	0	0
計		10	100.0

※再任用職員を除く(3名)

(5) 職員構成

区分	令和4年度(人)	令和5年度(人)
つがる市派遣	2	2
五所川原市派遣	0	0
プロパー職員(再任用職員)	8(3)	8(3)
合計	10(3)	10(3)

2 職員の給与の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実 質 収 支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与比率 B/A	(参 考) 3年度の総費用 占める職員給与比
4年度	千円 1,363,036	千円 △326,864	千円 77,911	% 5.71	% 13.36

(注) 「職員給与費」には、資本勘定支弁職員分を含みます。

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費(B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
4年度	人 13	千円 47,796	千円 4,615	千円 11,859	千円 64,270	千円 4,943

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。

(注) 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。(再任用職員も含む)

② 企業職給料表の状況 (令和5年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の 給料月額	150,100円	198,500円	234,400円	266,000円	290,700円	319,200円	362,900円
最高号給の 給料月額	247,600円	304,200円	350,000円	384,200円	393,000円	410,200円	444,900円

③ 職員の基本給、平均月収及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基 本 給	平均月収額
西北事業部	43.6歳	313,024円	411,988円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

④ 職員の初任給等の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	事務・技術職 (企業職)
高 校 卒	154,600円
大 学 卒	185,200円

⑤ 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当

津軽広域水道企業団西北事業部	国
1人当たりの平均支給額（4年度） 912千円	—
（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 1.80月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 1.90月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の等級等による加算措置 ・役職加算（5～15%）	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の等級等による加算措置 ・役職加算（5～20%）・管理職加算（10～25%）

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

津軽広域水道企業団西北事業部	国
計算式 基本額+調整額 基本額 退職日の基本給月額× 退職理由別・勤続年数別支給率 （支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算率 定年前早期退職特例措置なし （退職時特別昇給なし） 調整額 在職中の職責等による貢献度に基づく加算 （0～54,150）円×60ヶ月	計算式 基本額+調整額 基本額 退職日の基本給月額× 退職理由別・勤続年数別支給率 （支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 その他の加算率 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） （退職時特別昇給なし） 調整額 在職中の職責等による貢献度に基づく加算 （0～95,400）円×60ヶ月

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

なし（地域手当の制度は導入していません。）

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

平成20年度に見直しを行い、4種類あった手当を平成21年4月から6種類に再編整理しました。

区 分	全 職 種
支給実績(令和4年度決算)	7千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	1,500円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度決算)	50.0%
手当の種類(手当数)	6種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員の支給単価
用地交渉手当	企業団に勤務する職員	用地買収、用地の移転補償及び代替地の斡旋に関する交渉事務のうち企業長が認めた外勤事務に従事した職員	1日 650円
水道技術管理者手当	企業団に勤務する職員	水道技術管理者の勤務を命じられた職員。(管理職手当と併給しない)	月額 3,000円
危険作業手当	企業団に勤務する職員	(1)次亜塩素酸ナトリウム、苛性ソーダ、ポリ塩化アルミニウム、ソーダ灰又は粉末活性炭(クレーン操作を伴うものに限る)を取り扱う業務。ただし、ポンプ又はバルブ操作等で補充する作業を除く。 (2)河川、水路等に入って行う取水施設の排泥、ごみ撤去作業 (3)沈でん池、フロック形成池又は配水池の池内清掃作業	業務又は作業区分ごと 1日 310円
緊急出動手当	企業団に勤務する職員	正規の勤務時間以外の時間又は休日若しくは年末年始の休日に、緊急を要する自然災害、突発事故等の対応の業務に従事した職員	1回 1,500円
停水処分手当	企業団に勤務する職員	停水処分の業務のために外勤する職員	1日 350円
滞納整理手当	企業団に勤務する職員	料金滞納者の徴収業務のために外勤する職員	1日 180円

オ 時間外勤務

支給実績	(令和4年度決算)	591千円
支給職員1人当たり平均支給年額	(令和4年度決算)	73,914円
支給実績	(令和3年度決算)	3,284千円
支給職員1人当たり平均支給年額	(令和3年度決算)	364,975円

カ その他の手当（令和5年3月31日現在）

手当名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額 (4年度決算)	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給		同		1,036千円	148,000円	
	配偶者	6,500円					
	子1人につき	10,000円					
	その他1人につき	6,500円					
	満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子に加算となる額	5,000円					
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額以上(12,000円)を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する世帯主である職員に支給		同		834千円	278,000円	
	借家・借間最高支給限度額	月額 27,000円					
通勤手当	通勤のため自動車や電車等を利用している職員に支給		同		535千円	48,655円	
	交通機関利用者						月額 55,000円
	自動車等利用	片道2km以上					月額 2,000円
		片道60km以上					月額 46,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特性に基づき支給		同		1,020千円	340,000円	
	部長級						月額 35,000円
	参事級	参事					月額 30,000円
	課長級	課長					月額 25,000円
管理職特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等において勤務する場合に支給		同		0千円	0円	
	勤務1回						4,000円
	勤務1回(勤務6時間以上)						6,000円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給		同		640千円	64,020円	
	世帯主	扶養親族 あり					月額 17,800円
		扶養親族 なし					月額 10,200円
	その他の職員						月額 7,360円
単身赴任手当	公署異動に伴い単身生活することを常況とする職員 月額 23,000円+加算額		同		0千円	0円	

⑥ 職員数の状況

ア 職員数の推移（職員数は各年4月1日現在の人数です。）※再任用職員を除く。

年度 部門別	30年	31年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の 増減数（率）
公営企業等会計計	22	21	18	16	10	10	△12(△54.6%)
総合計	22	21	18	16	10	10	△12(△54.6%)

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

始業開始	8:30
休憩時間	12:00~13:00
終業時刻	17:15
1日の勤務時間	7時間45分（月曜日から金曜日まで）
1週間の勤務時間	38時間45分（土・日曜日は週休日）

(2) 職員の休暇制度

休暇の種類	休暇日数等
年次有給休暇	1年につき20日を限度として付与。残った休暇は20日を限度として翌年に繰越できる。
療養休暇	公務による負傷又は疾病のため療養する場合で、必要最小限度の期間
病気休暇	公務によらない負傷又は疾病のため療養する場合で、連続90日（例外あり）以内の必要最小限度の期間
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別の事由による場合で、必要最小限度の期間
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等を介護する場合で、通算して6か月の範囲内の期間
組合休暇	労働組合等の業務に構成員として従事する場合で、1年につき30日

(3) 年次有給休暇の状況

区分	平均付与日数	平均取得日数
令和4年	40.0日	15.6日

(4) 育児休業の取得状況

令和4年度はありませんでした。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

令和4年度は、分限処分者はありませんでした。

(2) 懲戒処分者数

令和4年度は、懲戒処分者はありませんでした。

5 職員の服務の状況

職員は、法令、条例、管理規程その他の規定及び上司の職務上の命令を遵守するとともに、自己の職責を重んじて、職務に精励し、執務にあたっては、的確迅速に行われなければならないと定められています。職務を遂行する上で、職員が守るべき義務に違反する職員はいませんでした。

6 職員の研修の状況

(1) 一般研修

受講希望者なし

(2) 特別研修

受講希望者なし

(3) 自己啓発研修

受講希望者なし

(4) 専門別研修

受講希望者なし

(5) 職員研修会

令和4年度は、事業部内講習会を行いませんでした。